

令和8年度津田の松原琴林公園ライトアップイベント企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度津田の松原琴林公園ライトアップイベント企画運営業務委託

2 業務委託の概要

(1) 目的

津田の松原琴林公園においては、令和6年度から琴林公園活性化事業として公園内の施設整備をはじめ、同施設を活用したマルシェイベントを開催する等、公園内のにぎわい創出に取り組んでいる。令和8年度は、整備した施設の有効活用を図るとともに、様々な施設において継続的なライトアップを行うことによる夜型観光の推進等を目的として、公園内でライトアップイベントを開催する。

(2) イベント会場

津田の松原琴林公園

(3) ライトアップ期間

令和8年11月1日（日）から令和8年11月18日（水）を想定。（18日間）

(4) ライトアップ時間

点灯時間は、17時から21時までとする。

(5) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

3 業務内容

業務の目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) ライトアップの企画運営業務

【提案事項】

多くの来園者に琴林公園ならではの風景を楽しんでもらえるような優れたライトアップの企画を提案すること。

【留意事項】

- ① ライトアップ全体の企画コンセプトを明確に示し、その企画コンセプトを具体的に表現するライティング企画とすること。
- ② 琴林公園の魅力が伝わるライティングとすること。
- ③ 新たに整備したパークレットや公園遊具を取り入れること。
- ④ 来園者の安全性に配慮し、スムーズな動線となるよう、コース案を受託者において作成すること。併せて、車いす利用者に配慮すること。
- ⑤ ライティングに関し、外部の専門家等に監修を受ける場合、監修者の氏名等を公表することがある。

※専門家等とは…ライティングに関し、資格保有者又は職業として実務経験のある者、若しくはライティングデザイン等について研究している研究機関等

- ⑥ 公園施設や樹木の保護、来園者の安全性及び公園管理の都合により変更等を求めることがある。
- ⑦ ライティングは、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) 公園内施設を活用した催し・飲食店の出店企画運営業務

【提案事項】

① 催しの開催及び飲食物の出店

パークレットや交流ふれあいステージ等を活用して、ライトアップの集客につながり、来園者の満足度を高める魅力的な催しや飲食物の出店について提案すること。なお、これらの催しにおいては地元の学生団体や学校との連携を図ること。

【留意事項】

- ① ライトアップ期間を通して最低1回以上実施すること。1回当たりの開催は連続する休日2日間以上とし、飲食物の出店は一日あたり3店舗以上とする。なお、実施する日時、場所等は、委託者と協議の上、決定すること。
- ② ライトアップの雰囲気を損なわないものとする。
- ③ 受託者は、催しの参加者数を集計し、委託者に報告すること。
- ④ 楽器や音響機器等を使用する場合、近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。また、一般社団法人日本音楽著作権協会への手続きが必要なものについては、受託者または出演者において行うこと。
- ⑤ 催し内容等について、最終的に委託者と受託者が協議の上、実施も含めて決定するものとする。
- ⑥ 飲食エリアを設ける場合は、机の表面、椅子の座面は来園者に不快感を与えないように清掃すること。
- ⑦ 火気の使用は禁止とする。ただし、電磁調理器などの火を使用しない器具を用いることは差し支えない。
- ⑧ 飲食物屋台の出店希望者からの出店依頼が追加であった場合は、委託者の指示に従い柔軟に対応すること。
- ⑨ 業務契約後、早期に出店者調整に努めること。
- ⑩ 各出店者に対しては、出店者負担金として1ブース（3坪）当たり2千円を県が徴収するため、出店者負担金の周知及び速やかな納入を促すこと。

(3) 会場等設営・運営管理業務

【提案内容】

① 会場レイアウト及び装飾の計画

イベント全体のコンセプトに基づき、各施設の配置（(2)の催しや出店場所を含む）、会場装飾、および鑑賞ルート（コース設定）を最適に配置した全体図を提案すること。

② 運営管理および安全対策

来園者の安全確保やスムーズな誘導を行うための人員配置や管理体制について提案すること。

【留意事項】

① 会場等設営・管理運営全体

県やさぬき市等と必要な協議を行い、来場者の動線、景観、安全等に配慮し、適切な措置を講じて会場設営し、イベント終了後は速やかに撤去すること。なお、園内の樹木に影響がないよう設置すること。加えて、事故発生時の緊急連絡体制を構築し、スタッフが不在となる期間を含め、迅速かつ適切に対応すること。

② 灯具の設置及び管理

(ア) 設置場所

委託者と受託者が協議のうえ決定する。器具配置図を事前に作成すること。

(イ) 設置期限

ライトアップ開始日の前日17時までに配線及び灯具配置を終えること。

(ウ) 設置条件

- ・灯具等については受託者において準備すること。灯具の種類、色、形等について、事前に委託者の承認を得ること。
- ・設置に際しては、樹木や工作物を損傷しないようするとともに、灯具が来園者の観賞の視界に入らないよう、また、美観を損ねないよう配慮すること（設置位置については、委託者と現地協議のうえ決定すること）。
- ・主ケーブルが園路を横断する箇所については、来園者の通行の障害にならないよう安全面に配慮すること。
- ・電源については、発電機によるとする。

③ 園路照明の設置及び管理

(ア) 設置材料

園路照明は受託者において準備すること（購入可。ただし、購入する場合の帰属は委託者とする。）。

(イ) 設置場所

園路の安全な通行に支障がないよう、照明配置間隔を検討すること。ただし、園路や階段箇所等照度が必要な箇所においては、間隔を短くする等照度を確保すること。また、既存工作物への結束や杭による設置等設置方法及び設置する高さ等については、結束材を含め、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

(ウ) 補助灯の設置

建物入口や夜間使用するトイレ周辺、園路上の根上松、駐車場に続く道などに、足元灯を配備すること。

(エ) 通行禁止

コース途中に樹木の根の張り出し等があり、園路照明だけでは来園者の安全な通行に支障があると思われる場合は、必要に応じてバリケードを設置し一部通行でき

ないようにする等対策を講じること。なお、設置物については、日中の来園者の通行の支障にならないように設置すること。

(オ) 備考

ライトアップ期間中、風雨等の影響により損傷したもの、見苦しくなったものは交換または補修すること。

(カ) その他照明器具の設置及び管理についての留意事項

- ・配線工事には幹線工事、配電盤、二次側配線を含むものとする。
- ・園路等人目に触れる部分のケーブルの色は黒とする。
- ・照明の工作物への結束等については、意匠に配慮すること。
- ・ライトアップ期間前に必ず試験点灯（委託者が別途指示する日に行うものとする）し、委託者と灯具や園路照明等の設置位置や方法について確認し承認を得ること。その際、設置位置や方法に問題がある場合は、変更を求めることがある。
- ・ライトアップ期間中、照明器具・電気配線等の設置状況に危険箇所がないか随時点検し、必要に応じて補正すること。
- ・園内に設置した配線及び灯具等は、11月27日（金）までに撤去すること。
- ・ライトアップ期間中、照明点灯開始前から照明消灯時まで、照明器具等に損傷・不具合が生じた場合に、早急に応急復旧できる体制を整えること。
- ・照明器具の設営等作業工程については、時間的に十分余裕を持って行うこと。

④ 飲食物の出店箇所について

(ア) 出店者テント等の設営

- ・出店箇所は、パークレットや公園遊具等、県が整備を行った施設を中心とすること。
- ・テントによる出店の場合は、3坪テントを基本とする。安全管理を目的としたウエイトを設置し、必要に応じ、三方幕等を設置すること。また、別途レンタル備品の希望があった場合は、出店者負担とし、手配等に協力すること。
- ・キッチンカーでの出店も可能とする。
- ・出店者に対しては、必要に応じて出店に伴う説明会等を実施するとともに、出店マニュアルを作成すること。
- ・暖房設備の設置を検討する等、防寒対策を実施すること。
- ・その他、休憩用のテント等必要な設備があれば設置すること。

(イ) 会場内の清掃美化

会場内に、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）に分けたゴミ箱を設置すること。また、受託者により定期的な巡回を行い美化に努めること。

なお、催し終了後における集積したごみの収集手配は受託者において行う。

⑤ 看板作成・設置及び管理・撤去等

看板の作成に当たっては、委託者と事前に相談すること。

(ア) 広報用大型看板

ライトアップ開始の20日前から琴林公園南側駐車場横敷地（国道11号線沿い）近くに大型広報看板を設置すること。なお、大きさは、W2メートル×H1メートル程度とし、デザインは委託者との協議のうえ決定すること。ライトアップ期間中の18時～21時は、夜間照明を当てることとし、ライトアップ期間終了後に撤去すること。

(イ) 会場内レイアウト図・コース案内図

- ・ 園内全体のコース案内図を見やすい大きさに作成し、ライトアップ期間中毎日、園内に1箇所以上に設置すること。
- ・ コース案内図の照明は、判読するために十分な明るさで行うこと。

(ウ) 誘導看板

- ・ ライトアップ期間中毎日、コースの順路、見所地点などを示す看板を園路沿いに設置し、照明を行うこと。
- ・ 設置箇所は事前に配置図を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・ 必要に応じ、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

(エ) トイレ誘導及び表示看板

- ・ ライトアップ期間中毎日、園路沿いにトイレへの誘導看板及びトイレへの分岐点、トイレ前にトイレ表示看板を設置すること。
- ・ 設置に際して、観賞の妨げとならないよう、また美観を損ねないよう配慮すること。
- ・ 必要に応じて看板の照明を行うこと。

(オ) 上記看板等の撤去

- ・ ライトアップ期間終了後、早急に上記看板を撤去すること。
- ・ 雨天時は、必要に応じて、委託者が指定する場所へ移動させること。
- ・ 荒天時（大雨、強風等）は、委託者の指示に従い、安全な場所に保管すること。

(4) 広報等に関する業務

【提案事項】

- ① 集客を最大化させるための、効果的なプロモーション活動の計画を立案し、提案すること。
- ② InstagramやTikTok等のSNSを活用し、若年層をターゲットとした効果的な情報発信手法について提案すること。

【留意事項】

- ① ポスター及びチラシをデザインして作成すること。

(ア) ポスター及びチラシについて

<ポスター>

- ・ 規格：A2版・縦・4色刷り片面カラー
- ・ 作成数：50枚/回

- ・ 納 期：原則として開催日の1ヶ月前（電子データ及び印刷物）
- ・ データ：電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

<チラシ>

- ・ 規 格：仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー
- ・ 作成数：2,600枚/回
- ・ 納 期：原則として開催日の1ヶ月前（電子データ及び印刷物）
- ・ データ：電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

② 広報デザインは、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

(5) 回遊性向上のための施策について

【提案内容】

- ① ふるさと海岸やじゃこまるパークを含む琴林公園周辺エリアの回遊性を高めるため、来場者が夕暮れから夜間にかけて各スポットや周辺施設を巡りたくくなるような、効果的な施策（周遊マップを兼ねたチラシの作成、店舗連携等）を提案すること。

【留意事項】

- ① 周辺店舗等への協力依頼や調整は、受託者が主体となって行うこと。
- ② 海岸部、公園内、および周辺店舗への移動経路における足元の視認性確保や段差への注意喚起など、安全を最優先とすること。
- ③ 光害や騒音の抑制に努め、近隣住民の生活環境に十分配慮すること。

(6) その他業務

① 関係機関との事前調整及び届出業務

さぬき市やさぬき市観光協会と、他イベントとの重複の確認やイベントの連携、公園周辺エリア連携について調整を行うこと。

会場を使用する際に、さぬき市・香川県長尾土木事務所・環境省四国事務所・保健所・警察署・消防署等の関係機関との協議が必要な場合はこれを行い、申請・届出に必要な書類・資料等について作成すること。また、各種使用料等の経費は受託者の負担とする。

なお、令和7年度に実施した「KINRINマルシェ」では、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所、香川県東讃保健福祉保健所、さぬき警察署、大川広域西消防署などと調整を行い必要書類の提出を行ったほか、店舗出店場所がさぬき津田石清水神社敷地であったことから、さぬき津田石清水神社などとの調整を行った。

② ライトアップ風景写真の撮影

ライトアップ風景の写真撮影をすること。（主要なポイントをはじめ10点以上（日中10点以上、夜間20点以上）、電子データで提出）なお、本契約に基づき実施

した委託業務によって得られ、成果報告書で成果として確定された著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については、委託者に帰属するものとする。また、当該著作物を創作した受託者に所属する職員に対し、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

③ 駐車場について

出店者・出演者用の駐車場については、公園内駐車場（道の駅「津田の松原」前の駐車場のほか、公園区域内の空きスペースで近隣住宅に影響がない範囲）を利用できるものとする。なお、市が実施する道の駅改修工事の影響で、一部の駐車場（約35台程度）が利用できなくなる予定である。

また、日程によっては、津田こども園を臨時駐車場として活用できる可能性がある。当該駐車場および公園区域内の空きスペース（図面A）を利用する場合は、利用者の安全確保のため、必要に応じて照明を設置すること。ただし、電源が確保できないため、発電機等の電源不要な器具を使用し、近隣への光害等に十分配慮すること。

④ 出店団体への連絡調整業務

(ア) 来場者への安全を図り、当該催しでの注意事項等を記載した出店マニュアルを作成し、各出店者に周知を図ること。

(イ) 緊急の場合のみならず、各出店者との連携が図られるよう、連絡先一覧もしくは、メーリングリスト等を作成すること。

(ウ) その他、委託者と協議し、催し運営に係る決定事項については、速やかに出店者に報告・連絡をし、催し開催に支障がきたすことのないようにすること。

⑤ 催し開催に伴う保険手配業務

事故、食中毒等の発生に備え賠償責任保険等に加入すること。

⑥ 来場者計測業務

来場者を計測し報告すること。なお、実施に必要な器具・手法・人員は、受託事業者において手配を行うこと。

⑦ その他事項

(ア) かがわエコ催しマニュアルを踏まえ省エネルギーやゴミの少量化など環境に配慮した催しになるよう努めること。

(イ) コース設定、照明器具配置等について、企画案を尊重するものであるが、公園施設や樹木の保護、来園者の安全性及び公園管理の都合により変更等を要求することがある。

(ウ) 受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託する業務内容等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得ること。

(エ) 県では、津田の松原 琴林公園活性化マネージャー（地域おこし協力隊）を1名委嘱している。業務実施にあたっては、県より広報等の業務やイベント内容について同マネージャーと連携を依頼することがあるため、対応すること。

4 実績報告書作成業務

「3業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等をまとめ、紙及び電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式）で提出すること。

また、琴林公園における民間事業者によるイベントの開催およびその継続的な実施に関する課題と、その解決方法を記述すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 都市公園法、香川県都市公園条例等関係法令を遵守すること。
- (3) 業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、県に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任によらない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) 県では、県民に、広く、ふるさとの記憶や感情を呼び起こし、思いを深めてもらうことを目的として「香川県民の日」を創設している。同イベントについては、「香川県民の日」の周知および認知度向上のため、イベント名に「香川県民の日」の冠を付けること。なお、詳細については、業務契約後に調整するものとする。
- (8) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と受託者との間で協議を行うこと。